

一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ

大会協賛権益に関する運用細則

第1条〔目的〕

本細則では規約第37条（公式試合の主催および主管）に基づき、一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ（以下、「JVL」という）と、ホームクラブ等の主管者との大会協賛権益の棲み分けに関して定める。

第2条〔主管者が行使できる権利〕

(1) 施設の借用に伴い獲得した権利

- ① 飲食やグッズ等の販売等
- ② 入場料や入場券に関する権利

(2) 大会毎の協賛に関する権利

- ① 大会名またはセット名に関するネーミングライツ
- ② 広報およびプロモーション活動に関する範囲（マッチデープログラムや無償配布グッズを含む）
- ③ 会場施設のうち、コートエリア以内を除くエリア
- ④ コートエリア以内の権益のうち、下記に該当するもの
 - イ コートサイド看板（両エンドおよび主審側サイドの表裏面。ただし、主審側サイド中央部の横幅1,800mm×2を除く。当該中央部についてJVLが権利を行使しない場合、JVLはチームへ通知しチームの活用を認める）
 - ロ コートオフィシャル（ボールリトリーバーおよびモップ）の衣装
 - ハ モップへの広告掲出
 - ニ 勝利者インタビューバックボード（リーグスポンサー分と併せて掲出）
 - ホ 勝利者インタビュー対象者への製品提供やイベント実施に関する範囲
 - ヘ フロア広告（掲出箇所は不問）
 - ト ベンチ広告（椅子へのプリント）

(3) 以上を除く権利は、JVLが留保する。

第3条〔権利の管理原則〕

- (1) クラブスポンサーの獲得にあたり、リーグスポンサーとの業態競合を理由とした制限は行なわないが、第1項の権利行使において競合した場合、リーグスポンサーを優先する。
- (2) 会場施設の使用規程により、広告物の掲出に対し費用が発生する場合、リーグスポンサーに起因するものはJVLが、クラブスポンサーに起因するものはホームクラブが負担する。

第4条〔改正〕

本細則の改正は理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第5条〔施行〕

本規程は2024年9月12日より施行する。

附則

〔制定〕

2024年9月12日制定